

各法人代表者 殿

山梨県中北保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

令和4年度介護保険指定居宅サービス事業所集団指導の
実施について（通知）

このことについて、中北保健福祉事務所管内の指定居宅サービス事業所（甲府市所在事業所を除く）を対象とした集団指導を次のとおり実施しますので、貴法人内の対象事業所管理者等の参加をお願いします。

また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、動画配信サイト（YouTube）を活用した集団指導を実施いたします。

については、4のとおり集団指導説明資料を当事務所ホームページに掲載しますので、各事業所で資料を印刷の上、動画を視聴してください。

なお、当該配信サイトを活用した実施状況を確認するため、視聴後、5のとおりご報告願います。

- 1 根拠規定 山梨県介護サービス事業者等指導実施要綱
- 2 配 信 日 令和4年6月30日（木）～7月13日（水）
- 3 内容（予定）

【共通事項】

- ・ 介護サービスの適正な実施について
- ・ 感染症対策等について
- ・ その他

【事業（サービス）別】

- ・ 運営等に関する基準について
- ・ 介護報酬算定の考え方について
- ・ その他

4 説明資料

配信日の前日までに、当事務所ホームページに集団指導説明資料を掲載します。お手数ですが、該当サービスのデータをダウンロード・印刷の上、動画を視聴してください。

掲載ページ：山梨県HPトップ > 組織から探す > 中北保健福祉事務所（中北保健所）
> 介護保険・高齢者福祉（長寿介護課） > 事業者情報 > 集団指導

（URL：https://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/2022_choju-shudansidou/shudansidou.html）

5 報 告

【期 限】 令和4年7月14日（木）

【方 法】 メールにて下記アドレスあてに別紙確認表を送付
アドレス：ch-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

6 留意事項

- ・ 配信日の前日までに、各事業所あてに動画視聴に係る URL を記載したメールを送付します。令和4年6月30日時点で URL の確認ができない施設・事業所は当課までご連絡ください。
- ・ 説明は共通事項と各サービスにわかれています。各施設・事業所に関連する動画を視聴してください。
- ・ 配信内容等に関する質問（人員・運営基準、介護報酬等）については、別紙質問票によりお願いします。原則、FAX 及びメールでの受付といたしますので、電話での問い合わせはお控えください。
- ・ 本通知は各法人あてに発出しています。複数の介護サービス事業所を運営している場合には、お手数ですが、貴法人内の対象介護サービス事業所に当該通知内容のご連絡をお願いします。

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
中北保健福祉事務所
長寿介護課 若月
TEL：0551-23-3444
FAX：0551-23-3445